

新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対応

県外訪問時の対応（改定：令和3年7月12日付）

大学等のオープンキャンパスや職場見学及び私事で県外を訪問する際の従前対応を、「緊急事態宣言」「まん延防止等重点措置」発出の都道府県を対象に5月17日付、6月14日付、6月21日付で3回改定していましたが、7月12日をもって新たに宣言発出や延長となりましたので、4回目の改定をし、対象都道府県の変更をいたします。間もなく夏季休業やお盆などを迎える他に、オリンピック・パラリンピックも開催され人流も大きくなることが容易に予想されます。

生徒、保護者の皆様におかれましては、可能な限り県をまたいでの移動等は控えていただき、やむなく県外を訪問する場合は、必ず下記の本校対応に従い感染防止に努めてくださいますようお願いいたします。また、引き続き週末及び平日放課後も含め可能な限り不要な外出の自粛と感染防止対応をお願いいたします。

【実施対応】

- 1 本校指定の「届出」を作成し提出する。
- 2 帰宅後10日間の健康観察による「検温・体調確認表」を作成提出する。
- 3 下記対象都道府県への訪問後は、帰宅後7日間（土日、祝祭日を含め）の出校停止とする。
- 4 下記以外への県外訪問をする場合も、帰宅後10日間の健康観察による「検温・体調確認表」を作成提出する。

【対象都道府県】

①緊急事態宣言発出都道府県（1都1県）

東京都、沖縄県

②まん延防止等重点措置対象県（1府3県）

埼玉、千葉、神奈川、大阪府

※指定の「届出」及び「検温・体調確認表」は担任へ申出て受け取ってください。

又は[こちらをクリック](#)して、ホームページからダウンロードしてください。